

宗教上の理由による輸血拒否に対する診療方針等

隠岐広域連合立隠岐病院は、宗教上の理由などにより輸血を拒否する患者様に対する診療方針等を、次のとおり制定し、令和元年9月25日より施行いたします。

院長 長谷川 明広

○輸血実施に関する診療方針

当院の理念と基本方針、また臨床倫理指針等にうたわれているように、私たちには患者様の命を守るという絶対的な使命があることから、宗教上の理由による輸血拒否については、「相対的無輸血」の方針に基づき以下のように対応させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

この方針は、年齢や判断能力の有無に関わらず全ての患者様に適用します。

※相対的無輸血：原則として輸血を避ける方針で治療に臨むが、患者を救命するために必要な場合には、輸血を行うとする考え方です。

○輸血拒否に関する基本的な対応について

1. 輸血を行う可能性がない治療および検査等に関しては、すべての患者様に対し平等かつ最善の診療をいたします。
2. 輸血自体の副作用や輸血由来の感染症も有り得るという観点から、すべての患者様に対し無輸血治療のための努力を、私たちは惜しむものではありません。
3. しかし、輸血により生命の危険が回避できる可能性があるかと判断した場合は、その旨を十分説明した上で輸血を行います。
4. その際、患者様、またはそのご家族からの「輸血同意書」が得られるよう最大限の努力をいたしますが、最終的に同意が得られない場合でも救命のための輸血は実施いたします。
5. 妊産婦および18歳未満の患者様、意識のない患者様に対してもできる限り無輸血治療を行いますが、救命のために必要と判断される場合には、輸血を行います。
6. 「絶対的無輸血」での手術や処置をあくまで希望される場合は、当院における治療は困難であることを説明いたします。そして時間的余裕があれば、転院をお勧めします。
7. 緊急時（緊急搬送された患者様で輸血療法のみが救命のための治療法である場合や、患者様の容態が急変もしくは予定手術において想定外の事態が発生するなどして、輸血療法のみが救命のための治療法であると判断した場合など）で、かつ時間的余裕が無いと判断した場合は、患者様やご家族の意思に関わらず、「相対的無輸血治療」を行います。
8. 以上により、患者様がお持ちになるところの「輸血謝絶兼免責証明書」等は、絶対的無輸血を条件に誓約するものである以上、署名・捺印はいたしかねます。

○当院倫理委員会への報告について

相対的無輸血治療中にやむを得ず輸血を行った場合は、倫理委員会に経過等について報告いたします。

○病院の方針による医療者の保護

この方針を遵守して行った医療者の医療行為に関わる諸問題は、病院が当事者として全て責任を持って対応いたします。

○情報の公開

この方針を広く周知するため、院内に掲示するとともに当院ホームページ等に掲載いたします。